

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則及び脱炭素成長型経済構造移行推進機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令(案)等に対する意見公募(経済産業省)
(排出権取引制度開始に必要な省令等制定に対するパブリックコメント)

2026年1月16日経済産業省GXグループ環境経済室より、掲題のパブリックコメントを募集したことを受け、当会のサステナビリティ推進委員会を通じ意見募集をし、2026年2月12日に意見提出を行った。

原案 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=59512>

2026年2月12日
一般社団法人 日本貿易会
サステナビリティ推進委員会

該当箇所・頁	ご意見内容	理由(任意回答)
実施指針 p.42 (投資環境の整備)	<p>排出権取引市場の設計について、より実効性のある制度設計していく上では、この市場において排出枠が流動的に取引されることが重要であると考えています。その際、制度対象事業者だけでなく、一部取引業者も取引参加者とする方向性について賛同いたしますが、取引参加者は制度開始時に無償割当を受けないため、実質的には制度開始後、しばらくの間、取引が活発に行われない可能性も考えられます。</p> <p>今後のご検討においてこのような状況も事前に想定し、例えば、一部取引業者にも排出枠を割り当て、制度開始当初より市場取引が一定行われる運用を行うことも有効であると考え、併せて先物取引市場の開設も場合によっては市場活性化に向けて有効な施策であると考えますが、いかがでしょうか。</p>	
GX推進法の規定に基づき参考上限取引価格及び調整基準取引価格を定める告示	<p>GX-ETSにおける市場活性化においては、排出枠の取引だけでなく、J-クレジット・JCMの創出・活用促進も有効な手段であると考えます。加えて、日本のGX推進においては、日本の優れた技術の海外展開も重要なテーマであり、NDC達成上の観点からもJCMはその具体的な手法であると考えております。</p> <p>一方で、民間JCMはパリ協定第6条に基づき、国家間での排出削減・吸収量の割り当てが行われ、日本に割り当てられたJCMクレジットがGX-ETSで使用可能となっておりますが、他国・他制度(例: シンガポール、韓国、EU、CORSIA等)においても同様にパリ協定第6条に基づくクレジットの使用を認めており、実態としてこれらの制度との競合が既に発生しています。特に上下限価格が明確に示された中、他国・他制度ではこの上下限価格を上回る炭素価格が形成されており、この点が将来的に民間JCM創出を促進するボトルネックになる可能性もございます。</p> <p>GX-ETS市場の更なる活性化に加え、日本全体のGX政策促進、NDC達成等の観点から、今後の上下限価格見直し・検討においては、このような制度間競合の状況も踏まえご検討いただくことを提案いたします。</p>	